

京都市告示第 315 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年12月7日

京都市長 榎本 頼兼

名 称	位 置	供用開始の期日
紫明せせらぎ第一公園	北区出雲路松ノ下町12番他	平成19年12月8日
紫明せせらぎ第二公園	北区小山堀池町2番他	平成19年12月8日
紫明せせらぎ第三公園	北区小山下総町1番他	平成19年12月8日
紫明せせらぎ第四公園	北区小山下総町19番他	平成19年12月8日
紫明せせらぎ第五公園	北区小山中溝町2番8他	平成19年12月8日
紫明せせらぎ第六公園	北区小山中溝町10番他	平成19年12月8日
紫明せせらぎ第七公園	北区紫野宮東町10番4他	平成19年12月8日
堀川せせらぎ第一公園	上京区下天神町651番2他	平成19年12月8日
堀川せせらぎ第二公園	上京区百々町531番他	平成19年12月8日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)